

学校・保護者間連絡システムプロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業 務 名 学校・保護者間連絡システム導入業務

(2) 業務目的

学校での事務負担軽減及び学校と保護者間のよりスムーズな連絡を図るため、スマートフォンアプリによる 全校共通の連絡システムを導入するもの。

(現システムの契約満了により、更新を行うもの。)

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間 令和7年8月1日（金）から令和12年7月31日（水）まで

(5) 委託上限額 総 額 18,018,000 円

令和7年度 2,402,400 円

令和8年度 3,603,600 円

令和9年度 3,603,600 円

令和10年度 3,603,600 円

令和11年度 3,603,600 円

令和12年度 1,201,200 円

(消費税及び地方消費税相当額を含む)

2. 実施形式 公募型プロポーザルにより行います。

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を1者特定します。

なお、本件の実施に関する事務は、下記5.(1)の担当部署が行います。

4. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとします。

- (1) 小松市との連絡調整が速やかに行えるように、石川県内に本社・支社・営業所等があること。
- (2) 本業務と同種または類似のシステムについて、他自治体での導入の実績があること。
- (3) 相互に資本関係又は人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (4) 市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (6) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 小松市暴力団排除条例（平成 24 年小松市条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (8) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 前 2 号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

5. 募集方法

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地 小松市役所 6 階
教育委員会事務局学校教育課（担当：余野木）
電話 0761-24-8122 ファクス 0761-23-3563
電子メールアドレス gakkou@city.komatsu.lg.jp

- (2) 参加表明・実施要領の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

ア 受付期間 令和 7 年 5 月 20 日（火）から令和 7 年 6 月 9 日（月）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

- イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、小松市ホームページ内「プロポーザル情報」
(https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1011/proposal_info/17775.html)からもダウンロードできます。

- ウ 必要書類 ① 参加表明書（様式1） 1部
 ※小松市における競争入札参加資格を有する場合は、以下の書類の提出は省略することができます。
- ② 市税・消費税または地方消費税に滞納がないことを証明する書類
 1部
- エ 提出先 上記(1)の担当部署と同じ。
- オ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）
 ※郵送の場合は、できるだけ記録の残る方法としてください。

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対して、令和7年6月11日（水）までに参加資格確認結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和7年6月13日（金）までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が1者であった場合は、本件手続きを中止することがあります。

6. 質問及び回答

(1) 参加資格に関する質問

- ア 受付期間 令和7年5月20日（火）から令和7年5月23日（金）まで
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 質問方法 質疑のある事業者は、質問書（様式任意。ただし、質問事項、会社名、連絡先、出席者名、件名「学校・保護者間連絡システム委託業務の参加資格に関する質問」を明記してください。）を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してください。（電子メール又はファクス可、ただし着信確認の電話を行ってください。）
- ウ 回答日時 令和7年5月29日（木）午後5時
- エ 回答方法 上記5.(2)イに記載の市ホームページに掲載し、個別回答はしません。

(2) 企画提案に関する質問

- ア 受付期間 令和7年5月22日（木）から令和7年5月29日（木）まで
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- イ 質問方法 上記(1)イの質問方法と同じ。ただし、質問書の件名は「学校・保護者間連絡システム業務の企画提案に関する質問」としてください。
- ウ 回答日時 令和7年6月5日（木）午後5時

エ 回答方法 上記(1)エの回答方法と同じ。

8. 企画提案書等の作成及び提出

上記5.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

(1) 受付期間 令和7年6月9日(月)から令和7年6月20日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 必要書類 企画提案書 1式
規格提案書表紙(様式2)、見積書(様式3)以外は任意様式
応募者の概要がわかる資料
システム操作時のイメージが理解できる資料
正本 1部 副本(複写可) 4部

(3) 提出先 上記5.(1)の担当部署と同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送(受付期間内必着)

(5) 企画提案書作成上の留意事項

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載してください。

イ 様式は自由としますが、業務内容を達成するために必要な業務推進方法や配慮すべき事項等について明記してください。また、下記9.に記載の「審査・評価内容」に即したものとしてください。

ウ 次の項目については必ず記載してください。

① 同種・類似の業務の実績(過去5年間)

② システム導入時の教職員への操作研修体制、および問い合わせへの対応

エ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないでください。

(6) 企画提案書等の取扱い

ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等(以下「企画提案書等」という。)は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記11.情報の公表及び公開に記載のとおり、小松市情報公開条例(令和5年小松市条例第3号)に基づき取り扱うこととします。

イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。

ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うもの

とします。

9. 審査方法

学校・保護者間連絡システム導入・運用業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

(2) 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が4者以上であった場合、企画提案書による書類審査を行います。審査項目の1～5を60点満点で審査し、得点の高い順に上位3事業者までを、二次審査の対象とします。なお、参加資格を満たすと判断された事業者が3者以下の場合は、一次審査を実施せずに二次審査に進むこととします。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位3事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が3者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）に対して、プレゼンテーション審査（操作デモを含む）を実施します。審査項目の1～7をプレゼンテーションと操作デモをふまえて100点満点で審査します。

ア 開催日時 7月上旬（予定）

イ 開催場所 小松市役所（予定）

開催についての詳細は、別途対象となる事業者に通知します。

ウ 審査項目及び評価基準

審査項目	審査・評価内容	配点
1. 企業に対する評価	・ 契約期間に適切に事業を継続できるか ・ 他自治体での本業務と同様または類似のシステムの十分な導入実績があるか ・ 本業務の遂行にあたり、十分な人員配置や管理体制、市との連絡体制が取られているか	10
2. 企画内容	・ システム導入の目的及び必要とする機能等を的確に反映した提案となっているか ・ 仕様書の内容をふまえた提案となっているか ・ 仕様書以外の部分でも業務効率化のために有効な提案があるか	20
3. セキュリティ対策、法令等	・ 不正アクセスやウィルス対策等、十分なセキュリティ対策が取られているか	10

	・その他セキュリティ、個人情報保護に関する法令への対応は十分か ・アクセス集中に強いサーバーを導入しているか	
4. 支援・保守	・操作マニュアルの整備、操作方法の研修は適切に実施できているか ・学校教職員、保護者、教育委員会へのフォロー体制は十分か ・保守は適切に行われるか。市と事業者の役割分担は明確か ・システム利用の中で発生する課題・要望、バージョンアップに対して、適切に対応できるか	10
5. 費用面	システムの導入・運用保守に係る経費について、見積額を以下の基準で審査 ・提案者の中で最も低い見積額の事業者を 10 点 ・それ以外の事業者には以下の計算式により配点 $(\text{提案者の内最も低い見積額}) / (\text{各事業者の見積額}) \times 10$ ※小数点以下は切り捨て	10
6. 操作方法	・利用者が操作しやすいシステムとなっているか ・機能は利用者にとって理解しやすく、簡易に利用できるものであるか	20
7. デザイン	・使いやすく見やすいデザインであるか ・日本語以外の言語への対応は可能か	20

(4) 選定方法

ア 各委員は、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。

イ 上記アにより、複数の事業者において評価得点が同点の時は、各委員は総合的な評価により、当該事業者の順位を定めるものとします。

ウ 一次審査（書類審査）は、各委員の評価得点を合計した点数により事業者の順位を決定します。なお、複数の事業者において、評価得点を合計した点数が同点の場合は、上記ア及びイにより、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議し、当該事業者の順位を定めるものとします。

エ 二次審査（プレゼンテーション審査）は、審査終了後、各委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、上記ア及びイにより、委員から最も多く第1位の順位を獲得した事業者を、当該委託の受託候補者として特定します。

なお、複数の事業者において、第1位の順位獲得数が同数の場合には、当該事業者

において第2位の順位獲得数の多い事業者を上位とします。また、第1位の順位獲得数及び第2位の順位獲得数いずれも同数の場合には、当該事業者において、各委員の評価得点の合計が最も高い事業者を上位とします。

オ 複数の事業者から応募があった場合は、第2位以下の順位も定めるものとします。

カ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(5) 最低基準

受託候補者の特定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しません。

10. 審査結果の通知・公表

受託候補者特定後、二次審査の対象となった全ての事業者に対して、速やかに審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、非選定となった事業者は、その理由について書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。（日時は後日、お知らせします。）

また、参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及び各提案者の評点、審査会議事録）について、上記5. (2)イに記載の市ホームページにおいて公表します。

11. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき、市政情報は原則公開とされていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記5. (2)イに記載の市ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

12. 実施日程（変更となる場合があります。）

日時	内容
令和7年 5月19日（月）	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始、 参加資格に関する質問受付開始
5月22日（木）	参加資格に関する質問受付期限（午後5時） 企画提案に関する質問受付開始
5月29日（木）	参加資格に関する質問への回答 企画提案に関する質問受付期限（午後5時）
6月5日（木）	企画提案に関する質問への回答
6月9日（月）	参加表明書提出期限（午後5時）
6月11日（水）	参加資格確認結果の通知
6月13日（金）	参加資格結果に対する質問受付期限（午後5時）
6月16日（月）	参加資格結果に対する質問への回答
6月20日（金）	企画提案書提出期限（午後5時）
6月下旬	プロポーザル審査会 （一次審査（書類審査） ※4事業者以上応募があった場合）
	（一次審査結果の通知 ※実施した場合）
	（一次審査結果に対する質問受付期限 ※実施した場合）
	（一次審査結果に対する質問への回答 ※実施した場合）
7月上旬	プロポーザル審査会（プレゼンテーション審査）
7月中旬～下旬	プレゼンテーション審査に関する選定結果の通知
	プレゼンテーション審査に対する質問受付期限（午後5時）
	プレゼンテーション審査に対する質問への回答

13. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1事業者につき1件とします。

イ 本プロポーザルに関して提出された書類等（以下「提出書類等」という。）は、原則として追加・変更を認めません。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市は提出書類等の追加提出・変更を求めることができます。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。

オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式任意。ただし、事業者名及び代表者名並びに担当者名を明記してください。）を作成し、当該担当部署に提出してください。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

ア 上記4. の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。

ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合

エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

オ 参考見積書が見積限度額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合

カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合

キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

ア 本プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担保するものではありません。

イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとします。

ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。

エ 受託候補者の特定以後に上記4. の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。

以上